

社援保発0827第1号
令和3年8月27日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公 印 省 略）

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への
適用に係る留意事項について

無料低額宿泊所の運営については、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年8月厚生労働省令第34号）（以下「省令」という。）及び「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」（令和元年9月10日付社援発0910第3号厚生労働省社会・援護局長通知）等に基づき行われているところですが、省令第11条に規定するサテライト型住居に係る基準については、省令附則第1条により令和4年4月1日から施行されます。

各自治体においては、省令を参酌基準又は標準として、社会福祉法（昭和26年法律第46号）（以下「法」という。）第68条の5に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を条例で定めていただいているところですが、この基準のサテライト型住居への適用開始に伴い、留意事項を別添のとおりまとめましたので、必要に応じた条例の改正等や基準の適用に当たっては、当該留意事項を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

なお、省令第3章に定める基準は第1条各号に定めるとおり、参酌基準又は標準であり、参酌基準については十分参照し、標準については合理的な理由がある範囲内で、管内の無料低額宿泊所の運営状況及び地域の実情等を勘案し、省令第3章と異なる基準を規定することができるものであることを念のため申し添えます。

各自治体におかれましては、管内市町村、福祉事務所及び無料低額宿泊所を運営する事業者等関係者への周知をお願いするとともに、入居者への適切な支援について格段のご配慮をお願いいたします。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定する技術的助言であることを申し添えます。

無料低額宿泊所におけるサテライト型住居の運営に係る留意事項

1. 省令第3条（基本方針）関係

無料低額宿泊所は、直ちに単身での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能となるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担うものである。そのため、入居者が一般の居宅等において独立して日常生活を営むことができるか常に把握するとともに、当該入居者の希望等を勘案し、退去のための必要な援助に努めることとされている。

無料低額宿泊所に入居する者の多くは、居宅での生活歴がない若しくは明らかでない者又は住所不定者であった期間が長い者等であるが、サテライト型住居の入居者については、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定している。

また、入居者に対しては、基準省令第14条第1項に規定する重要事項を記した文書を交付するなどにより、入居者本人が居宅での生活に移行する意思を明確に持つことを確認し、居宅での生活に向けた必要な支援を行うことに関して、十分な説明を行うこととされたい。

2. 省令第8条（非常災害対策）関係

本体施設及びサテライト型住居は、それぞれの施設ごとに設備の構造、入居者を取り巻く生活環境及び職員による支援方法等が異なるため、基準省令第8条第1項に規定する消火設備その他の非常災害に際して必要な設備について、本体施設及びサテライト型住居の施設ごとに適切に整備する必要がある。施設毎に必要な設備については、必要に応じて担当部署に確認することとされたい。

また、非常災害に対する具体的な計画については、施設の設置場所によってその内容が異なることから、本体施設及びサテライト型住居の施設ごとに策定することとされたい。

3. 省令第11条（サテライト型住居の設置）関係

- (1) 本体施設及びサテライト型住居の施設所在地を管轄する自治体がそれぞれ異なる場合は、本体施設を所管する自治体において、当該本体施設のサテライト型住居も含め、届出受理、指導・検査等を実施することとされたい。その際、本体施設を所管する自治体から、サテライト型住居の施設所在

地を管轄する自治体（都道府県等本庁）に対して、施設名、住所等の必要な情報を提供するなど、自治体間における連携に支障が生じないように情報共有に努められたい。

また、所管する自治体により法第 70 条の規定に基づく立入検査等を行う場合は、例えば、サテライト型住居に居住する被保護者の実施機関の職員による訪問とあわせて行うなど、相互に連携に努められたい。

サテライト型住居の所在地が本体施設の所在地の自治体と異なる場合、当該サテライト型住居と本体施設で入居者に適用される住宅扶助基準額が異なる場合があるため、家賃又は居室利用料を勘案する際には留意されたい。

また、サテライト型住居への該当は、本体施設と「一体的に」運営されているかについて確認すること等により、判断することとなる。具体的には、運営者の同一性、会計処理、契約形態及び職員体制等が本体施設と密接に関係しているかなどを確認し、これらの状況を総合的に勘案した上で判断することとされたい。

- (2) 日常生活支援住居施設については、無料低額宿泊所であることが前提となる。日常生活支援住居施設として生活保護法第 30 条の認定を受けている無料低額宿泊所がサテライト型住居を設置する場合がありますが、日常生活支援住居施設の職員配置基準は、同一建物内において入居者に対する支援を行うことを前提としており、サテライト型住居が認定の対象となることは想定していないことに留意されたい。

また、この場合において、日常生活支援住居施設の配置基準を満たすべく本体施設に配置された人員が、当該配置基準を満たすべく勤務する時間内において、サテライト型住居の業務を行うことはできず、本体施設に係る配置基準を満たした上で、別途サテライト型住居の業務を行うための人員配置が必要であることに留意されたい。

- (3) 本体施設からサテライト型住居までの移動時間に関し、省令第 11 条第 2 項において、おおむね 20 分で移動できる範囲が上限であることとされている。この趣旨は、入居者の状況把握等の無料低額宿泊所としての一体的なサービス提供に支障がないものとする必要があることを考慮したものである。

移動時間については、一般的な移動手段、生活圈域の広さ等の実情が地域により特に異なると考えられるところであり、上記規定の趣旨を十分参照した上で、各自治体において異なる移動時間を定めることも考えられる。なお、入居者の緊急時等への対応が適切に行われるよう、公共交通機関以外の移動手段についても考慮する必要があることに留意されたい。

(4) 省令第11条第3項各号に掲げるサテライト型住居を設置できる箇所数については、サテライト型住居は職員が巡回して支援する形態で運営されることを想定し、支援に支障が生じないような箇所数の上限として設定しているものである。

(5) 省令第11条第4項各号に掲げるサテライト型住居の入居定員については、本体施設及びサテライト型住居の施設の職員体制を維持し支援に支障が生じないことを考慮して上限として設定しているものである。

4. 省令第12条（設備の基準）第4項関係

サテライト型住居の入居者は、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定しており、サテライト型住居において、一般居宅での生活と同様に生活することで、一般居宅への円滑な移行を目指すものと位置づけている。このため、省令第12条第4項に規定する設備（居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場）については、施設内で入居者が他の者と共用することなく単独で使用する（いわゆるワンルームマンション型）が望ましい形態である。共用する場合（シェアハウス型）には、設備を共用する人数に応じてそれぞれの設備を十分に利用できるよう、適当な広さ又は数を確保することに配慮すること。例えば浴室については、入居者が適切な時間帯及び入浴時間で1日1回は入浴ができる広さや数が確保されているなど、設備の共用が問題とならないよう留意すること。

また、同様の趣旨から、家族等との同居の場合を除き、サテライト型住居における1居室当たりの入居定員は1名とすべきと考えられる。

5. 省令第14条（入居申込者に対する説明、契約等）関係

無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場であるが、特に、サテライト型住居は、入居者として、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、サテライト型住居において、一般居宅での生活と同様に生活することで、一般居宅への円滑な移行を目指すものと位置づけていることから、入居期間は原則として1年以下とし、1年以上の入居の継続の必要性等は本体施設以上に十分な検討が必要である。こうした検討が行われないうまま、入居期間が長期にわたることは適当ではないことに留意されたい。

具体的な入居継続の必要性の検討としては、契約期間の満了前には、改めて一般居宅への移行について、事業者により適切にアセスメントを実施し、本人の希望を聴取の上、保護の実施機関とも相談し、サテライト型住居への入居継続、本体施設への移行、一般居宅への移行のいずれの対応方針とするかの検討を行われたい。

6. 省令第15条（入退去）関係

本体施設からサテライト型住居への移行に当たっては、以下の対応を行うこととされたい。

- ・事業者において移行予定者の状態像や生活能力等に関するアセスメントを行うとともにサテライト型住居への移行の希望等を確認する。
- ・居所の移転について、事前に事業者から保護の実施機関への相談を行うとともに、保護の実施機関においては、移行予定者とともに今後の支援方針を確認し、必要に応じて保護の実施機関としての意見を付するものとする。

なお、こうした対応に当たっては、事業者においてアセスメント等に関する記録を残すこととされたい。本体施設からサテライト型住居への移行に当たっては、居宅への移行支援や定着支援に係る国庫補助事業を活用することが可能であり、当該者の居宅生活を支援することも併せて検討されたい。

7. 省令第16条（利用料）関係

無料低額宿泊所の利用料については、実費やサービスを提供するために必要となる費用を勘案して設定することとしている。本体施設に比較して支援に係る時間等が少ないことが想定されることから、サテライト型住居の利用者に係る基本サービス費については、本体施設の入居者と比較して支援時間当たりの費用について不均衡が生じないように、訪問等による支援時間に応じて適切な基本サービス費を設定することとされたい。

8. 省令第20条（状況把握）関係

サテライト型住居の入居者の状況把握については、サテライト型住居は、入居者として、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、サテライト型住居において、一般居宅での生活と同様の生活を行うことで、一般居宅への円滑な移行を目指すものと位置づけていることから、日常生活に通常必要と考えられる事項（金銭管理、健康管理・衛生管理、炊事洗濯等、安全管理等）が適切に行われているかの確認の必要性が特に高いことに留意されたい。

なお、確認の方法としては、電話連絡等の職員と入居者が面会しない方法や本体施設における面談等の方法のみでは、上記事項を確認することが困難である場合が多いと想定されるため、原則として居室を巡回することとされたい。その際、状況把握の方法や頻度等について、適切なアセスメントやマネジメントに基づき、利用者との合意の下に行うよう留意されたい。

9. 省令第26条（日常生活に係る金銭管理）関係

サテライト型住居は、入居者として、一般居宅での生活に移行する準備をし

ている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、サテライト型住居において、一般居宅での生活と同様の生活を行うことで、一般居宅への円滑な移行を目指すものと位置づけていることに鑑み、サテライト型住居の入居者の金銭管理を行った場合、特に当該入居者本人が希望した際に直ちに出納することが適切であり、職員体制を整えるよう留意されたい。